

高圧ガス保安法に基づく手続の手引

(高圧ガス販売関係)

令和2年3月



埼 玉 県

危機管理防災部化学保安課

高圧ガス販売に係る高圧ガス保安法に基づく手続の手引 目次

第 1	届出書類作成要領（共通）	- 2 -
第 2	高圧ガス販売事業の届出（法第 20 条の 4）	- 2 -
第 3	承継（法第 20 条の 4 の 2）	- 2 -
第 4	販売をするガスの種類の変更の届出（法第 20 条の 7）	- 3 -
第 5	販売主任者（法第 28 条第 1 項、第 3 項）	- 3 -
第 6	販売事業の廃止の届出（法第 21 条第 5 項）	- 3 -
第 7	名称等の変更の届出	- 4 -
第 8	高圧ガス販売業者等のその他の法令遵守事項	- 5 -
1	消費者に対して周知させる義務（法第 20 条の 5 第 1 項）	- 5 -
2	販売の方法の基準遵守（法第 20 条の 6 第 1 項）	- 6 -
3	保安教育（法第 27 条第 4 項）	- 6 -
4	販売主任者の職務（法第 32 条第 7 項、第 9 項）	- 6 -
5	帳簿（法第 60 条第 1 項）	- 6 -
6	危険時の措置（法第 36 条）	- 6 -
7	事故届（法第 63 条）	- 7 -
第 9	高圧ガス保安法の貯蔵、移動及び消費の基準の概要	- 7 -
1	充てん容器等による貯蔵の方法の基準（法第 15 条第 1 項）	- 7 -
2	バラ積み充てん容器等を車両に積載して移動するときの基準（法第 23 条）	- 9 -
3	消費の基準（法第 24 条の 5）	- 11 -

高圧ガス販売に係る高圧ガス保安法に基づく手続の様式

高圧ガス販売事業届書	11
販売計画書	12
高圧ガス販売事業承継届書	17
販売に係る高圧ガスの種類変更届書	18
高圧ガス販売主任者届書	19
高圧ガス販売事業廃止届書	20
名称等変更届書	21
事故届書	22
高圧ガス事故調査報告書（災害）	23
高圧ガス事故調査報告書（喪失・盗難）	26

第1 届出書類作成要領（共通）

届書の用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。添付する書類もA4とするか、A4の大きさに折り込んでください。

届書は2部（登記事項証明書、住民票（個人番号が記載されていないもの）などは、原本1部、写し1部）作成し、提出してください。1部（登記事項証明書、住民票（個人番号が記載されていないもの）などは写し）を返却します。

届書の提出先は、次のとおりです。

埼玉県危機管理防災部化学保安課（危機管理防災センター1階）
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1
電話 048-830-8439 ファックス 8444

なお、この手引中「法」とは、高圧ガス保安法です。

第2 高圧ガス販売事業の届出（法第20条の4）

高圧ガスの販売の事業（液化石油ガス法第2条第3項の液化石油ガス販売事業を除く。）を営もうとする者は、販売所ごとに、事業開始の日の20日前までに、必要書類を添えて、都道府県知事に届け出なければなりません。ただし、次に掲げる場合は、この限りではありません。

- 1 第一種製造者であって、法第5条第1項第1号に規定する者がその製造をした高圧ガスをその事業所において販売するとき。
- 2 医療用の圧縮酸素その他の政令で定める高圧ガスの販売の事業を営む者が貯蔵数量が常時容積5立方メートル未満の販売所において販売するとき。

【必要書類】

- ① 高圧ガス販売事業届書（様式第21）
- ② 販売計画書及び当該計画書に添付する書類
- ③ 販売所の案内図

第3 承継（法第20条の4の2）

- 1 前条の届出を行った者（以下「販売業者」という。）が当該届出に係る事業の全部を譲り渡し、又は販売業者について相続、合併若しくは分割（当該届出に係る事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、販売業者の地位を承継します。
- 2 前項の規定により販売業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、都道府県知事に届け出なければなりません。

【必要書類】

- ① 高圧ガス販売事業承継届書（様式第21の2）
- ② 事業の全部の譲り渡し又は相続、合併若しくは当該届出に係る事業の全部を承継させた分割があつた事実を証する書面（相続の場合であって、相続人が2人以上ある

ときは、承継すべき相続人の選定に係る全員の同意書)

第4 販売をするガスの種類の変更の届出（法第20条の7）

販売業者は、販売をする高圧ガスの種類を変更したときは、遅滞なく、都道府県知事に届け出なければなりません。

なお、次の(1)から(3)までに掲げる同一区分内のガスの種類の変更である場合は、届け出の必要はありません。

- (1) 冷凍設備内の高圧ガス
- (2) 液化石油ガス（炭素数3又は4の炭化水素を主成分とするものに限り(1)を除く。）
- (3) 不活性ガス（(1)を除く。）

【必要書類】

- ① 販売に係る高圧ガスの種類変更届書（様式第22）
- ② 販売計画書及び当該計画書に添付する書類（変更部分）

第5 販売主任者（法第28条第1項、第3項）

1 販売業者（経済産業省令で定める高圧ガスを販売する者に限る。第34条において同じ。）は、販売所ごとに、経済産業省令で定めるところにより、製造保安責任者免状又は高圧ガス販売主任者免状（以下「販売主任者免状」という。）の交付を受けている者であって、経済産業省令で定める高圧ガスの販売に関する経験を有する者のうちから、高圧ガス販売主任者（以下「販売主任者」という。）を選任し、第32条第7項に規定する職務を行わせなければなりません。

2 販売業者は、販売主任者を選任又は解任したときは、遅滞なく、都道府県知事に届け出なければなりません。

【必要書類】

- ① 高圧ガス販売主任者届書（様式第35）
- ② 製造保安責任者免状又は販売主任者免状の写し（選任された者のもの）

第6 販売事業の廃止の届出（法第21条第5項）

販売業者は、高圧ガスの販売の事業を廃止したときは、遅滞なく、都道府県知事に届け出なければなりません。

また、販売所を移転する場合も旧販売事業所の廃止届を提出しなければなりません。

【必要書類】

- 高圧ガス販売事業廃止届書（様式第26）

第7 名称等の変更の届出

氏名又は名称及び住所に変更があったときは、埼玉県知事に届け出するよう、御協力をお願いします。

なお、県登録の液化石油ガス法の販売事業者が同法第8条の規定に基づき「液化石油ガス販売所等変更届書」により名称等の変更を届け出る場合は、この「名称等変更届書」は作成しなくて結構です。

【必要書類】

- ① 名称等変更届書（様式第7. 1）
- ② 登記事項証明書、住民票（個人番号が記載されていないもの）等

一般高圧ガス保安規則第72条（販売主任者の選任等）

- 1 法第28条第1項の経済産業省令で定める高圧ガスは、アセチレン、アルシン、アンモニア、塩素、クロルメチル、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、酸素、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、シアン化水素、ジシラン、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、ジボラン、水素、セレン化水素、ホスフィン、メタン、モノゲルマン及びモノシランとする。
- 2 法第28条第1項の規定により、販売業者は、次の表の左欄に掲げる販売所の区分ごとに、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状、乙種機械責任者免状又は第一種販売主任者免状の交付を受けている者であって、同表の右欄に掲げるガスの種類のうち一種類以上の高圧ガスについて、その種類ごとの製造又は販売に関する六月以上の経験を有する者のうちから、販売主任者を選任しなければならない。

販売所の区分	ガスの種類
アセチレン、アルシン、アンモニア、塩素、クロルメチル、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、シアン化水素、ジシラン、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、ジボラン、水素、セレン化水素、ホスフィン、メタン、モノゲルマン及びモノシランの販売所	アルシン、ジシラン、ジボラン、セレン化水素、ホスフィン、モノゲルマン及びモノシラン
アセチレン、アンモニア、塩素、クロルメチル、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、シアン化水素、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、水素及びメタンの販売所	アンモニア、一酸化炭素、酸化エチレン、クロルメチル、シアン化水素、石炭ガス、トリメチルアミン、モノメチルアミン及び硫化水素
アセチレン、水素及びメタンの販売所	アセチレン、油ガス、エタン、エチレン、塩化ビニル、水性ガス、水素、メタン及びメチルエーテル
塩素、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、四フッ化硫黄及び四フッ化ケイ素の販売所	亜硫酸ガス、塩素、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、ブロムメチル及びホスゲン
酸素の販売所	酸素

液化石油ガス保安規則第70条（販売主任者の選任等）

- 1 法第28条第1項の経済産業省令で定める高圧ガスは、液化石油ガスとする。
- 2 法第28条第1項の規定により、販売業者は、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状、乙種機械責任者免状の交付を受けている者又は丙種化学責任者免状の交付を受けている者（特別試験科目に係る丙種化学責任者免状の交付を受けている者を除く。）若しくは第二種販売主任者免状の交付を受けている者であつて、次項に規定する製造又は販売に関する経験を有する者のうちから、販売主任者を選任しなければならない。
- 3 法第28条第1項の経済産業省令で定める高圧ガスの販売に関する経験は、液化石油ガスについての製造又は販売に関する6月以上の経験又はこれらと同等以上の経験とする。

第8 高圧ガス販売業者等のその他の法令遵守事項

1 消費者に対して周知させる義務（法第20条の5第1項）

販売業者又は第20条の4第1号の規定により販売する者（以下「販売業者等」という。）は、経済産業省令で定めるところにより、その販売する高圧ガスであつて経済産業省令で定めるものを購入する者に対し、当該高圧ガスによる災害の発生防止に関し必要な事項であつて経済産業省令で定めるものを周知させなければなりません。ただし、当該高圧ガスを購入する者が第一種製造者、販売業者、第24条の2第2項の特定高圧ガス消費者その他経済産業省令で定める者であるときは、この限りではありません。

(1) 周知の時期

販売契約を締結したとき及び周知してから1年以上経過して高圧ガスを引渡したときごと

(2) 対象となる高圧ガス

- ア 溶接又は熱切断用のアセチレン、天然ガス、酸素、液化石油ガス
- イ スクーバダイビング等呼吸用空気
- ウ スクーバダイビング呼吸用のガスであつて、当該ガス中の酸素及び窒素の容量の合計が全容量の98パーセント以上で、かつ、酸素の容量が全容量の21パーセント以上のもの（前イに掲げるものを除く。）
- エ 在宅酸素療法用液化酸素
- オ 燃料用液化石油ガス

(3) 内容

- ア 使用する消費設備のその販売する高圧ガスに対する適応性に関する基本的な事項
- イ 消費設備の操作、管理及び点検に関し注意すべき基本的な事項
- ウ 消費設備を使用する場所の環境に関する基本的な事項
- エ 消費設備の変更に関し注意すべき基本的な事項
- オ ガス漏れを感知した場合その他高圧ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に消費者がとるべき緊急の措置及び販売業者等に対する連絡に関する基本的な事項
- カ 前各号に掲げるものの他、高圧ガスによる災害の発生防止に関し必要な事項

2 販売の方法の基準遵守（法第20条の6第1項）

販売業者等は、経済産業省令で定める技術上の基準に従って高圧ガスの販売をしなければなりません。

高圧ガス販売事業の届出の「販売計画書」を参照してください。

3 保安教育（法第27条第4項）

販売業者は、その従業者に保安教育を施さなければなりません。

4 販売主任者の職務（法第32条第7項、第9項）

販売主任者は、高圧ガスの販売に係る保安に関する業務を管理しなければなりません。

高圧ガスの販売に従事する者は、販売主任者がこの法律又は若しくはこの法律に基づく命令の実施を確保するためにする指示に従わなければなりません。

5 帳簿（法第60条第1項）

販売業者は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、高圧ガスの販売について、経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければなりません。

販売所ごとに、次の場合に応じて、それぞれの事項を記載した帳簿を備え、記載の日から2年間保存しなければなりません

(1) 一般高圧ガスを容器により授受した場合

ア 充てん容器の記号及び番号

イ 充てん容器ごとの高圧ガスの種類及び充てん圧力（液化ガスについては充てん質量）

ウ 授受先、授受年月日

(2) 液化石油ガスを容器により授受した場合

ア 充てん容器の種類及び数

イ 販売の年月日

ウ 販売先

(3) 法第20条の5に基づき消費者に周知させた場合

ア 周知に係る消費者の氏名又は名称及び住所

イ 周知をした者の氏名

ウ 周知の年月日

6 危険時の措置（法第36条）

(1) 高圧ガスの製造のための施設、貯蔵所、販売のための施設、特定高圧ガスの消費のための施設又は高圧ガスを充てんした容器が危険な状態となったときは、高圧ガスの製造のための施設、貯蔵所、販売のための施設、特定高圧ガスの消費のための施設又は高圧ガスを充てんした容器の所有者又は占有者は、直ちに、経済産業省令で定める災害の発生の防止のための応急の措置を講じなければなりません。

(2) 前項の事態を発見した者は、直ちに、その旨を都道府県知事又は警察官、消防吏員若しくは消防団員若しくは海上保安官に届け出なければなりません。

7 事故届（法第63条）

第一種製造者、第二種製造者、販売業者、液化石油ガス法の液化石油ガス販売事業者、高圧ガスを貯蔵し、又は消費する者、容器製造業者、容器の輸入をした者その他高圧ガス又は容器を取り扱う者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その旨を都道府県知事又は警察官に届け出なければなりません。

- (1) その所有し、又は占有する高圧ガスについて災害が発生したとき。
- (2) その所有し、又は占有する高圧ガス又は容器を喪失し、又は盗まれたとき。

【必要書類】

- ① 事故届書（様式第7. 2）
- ② 液化石油ガス法の一般消費者等に係る供給及び消費段階に発生した災害の場合は、液化石油ガス一般消費者等事故調査報告書
- ③ それ以外の災害等の場合は、高圧ガス事故調査報告書（災害）
- ④ 現場位置図、写真、見取り図、事故の状況、原因及び被害の程度など詳細な説明書
- ⑤ 台帳、帳簿等の写し
- ⑥ その他必要なもの
- ⑦ 容器盗難のみの場合は、高圧ガス事故調査報告書（喪失・盗難）及び④から⑥のうち必要に応じたもの

第9 高圧ガス保安法の貯蔵、移動及び消費の基準の概要

販売業者等、液化石油ガス法の販売事業者、消費者等は、高圧ガス保安法の貯蔵、移動及び消費の基準を遵守してください。概要は、次のとおりです。

1 充てん容器等による貯蔵の方法の基準（法第15条第1項）

一般高圧ガス保安規則第18条第2号・液化石油ガス保安規則第19条第2号

- (1) 可燃性、毒性ガスの充てん容器等の貯蔵は、通風の良い場所です。
- (2) 充てん容器、残ガス容器に区分して容器置場に置く。
- (3) 可燃性、毒性、酸素の充てん容器等は、区分して容器置場に置く。
- (4) 容器置場には計量器等作業に必要な物以外の物を置かない。
- (5) 容器置場（不活性ガス及び空気を除く）の周囲2メートル以内は、火気の使用を禁じ、引火性又は発火性の物を置かない。
- (6) 充てん容器等は、温度40度（超低温容器等にあつては、最高の常用温度）以下に保つ。
- (7) 充てん容器等（内容積5リットル以下を除く。）は、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止し、粗暴な取扱をしない。
- (8) 可燃性ガスの容器置場には、携帯電燈以外の燈火を持って立ち入らない。
- (9) 充てん容器等は、車両に積載して貯蔵しない。

【貯蔵所の概要（法第16条、第17条の2）】

次の貯蔵所の場合、以上の貯蔵の基準の他に保安距離の規制等がかかります。

手続等については、「高圧ガス保安法に基づく手続の手引（製造・貯蔵・消費関係）を御覧ください。」

	第一種ガス	第二種ガス	
第一種貯蔵所	3000 m ³ 以上	1000 m ³ 以上	許可
第二種貯蔵所	300 m ³ 以上 3000 m ³ 未満	300 m ³ 以上 1000 m ³ 未満	届出
備考 1 第一種ガスは、不活性ガス（He、Ne、Ar、Kr、Xe、Rn、N ₂ 、CO ₂ 、フルオロカーボン（可燃性のものを除く））又は空気 2 液化ガスは10 kgを1 m ³ とみなす			

【貯蔵所に該当する場合の計算例】

- (1) 圧縮ガス 47 リットル容器1本 14.7 MPa 充てん・・・
 $(10 \times 14.7 + 1) \times 0.047 = \text{約 } 7 \text{ m}^3$ となるので
 $300 / 7 = 43$ 本程度で第2種貯蔵所
- (2) アセチレンガス 7 kg 容器1本だと・・・
 $7 \times 22.4 / 26.04 = \text{約 } 6 \text{ m}^3$ となるので
 $300 / 6 = 50$ 本程度で第2種貯蔵所
- (3) 第一種ガス及び第二種ガスを貯蔵する場合
 第一種ガス $M \text{ m}^3$ (3000 m³ 未満)
 第二種ガス（第一種ガス以外） $L \text{ m}^3$
 $1000 + 2/3 \times M \leq M + L$ のとき 第1種貯蔵所
 $1000 + 2/3 \times M > M + L \geq 300$ のとき 第2種貯蔵所

2 バラ積み充てん容器等を車両に積載して移動するときの基準（法第23条）

一般高圧ガス保安規則第50条第1～11号、同条第13号（第49条第1項第21号）

液化石油ガス保安規則第49条第1～7号、同条第9号（第48条第18号）

- (1) 車両の前後から見える所定の警戒標を掲示。
- (2) 容器は、温度40度（超低温容器等にあつては、最高の常用温度）以下に保つ。
- (3) 容器（一般高圧ガスの場合内容積5リットル以下を除く。）の転落、転倒等による衝撃防止、バルブの損傷防止措置を講じ、粗暴な取扱をしない。
 - ア マット等の上で積載、荷下ろし
 - イ 充てん容器等の胴部と車両の間にマットをはさむなどにより、摩擦を防止し、傷等が生じないように
 - ウ プロテクターがない場合容器のバルブを保護するため、保護キャップを取付け
 - エ 酸素、窒素、アルゴンなどの圧縮ガスは、原則として横積み
 - オ 溶解アセチレン、液化ガスは原則として、縦積み、1段積み（一部例外有り）
 - カ 荷崩れなどが起きないようにロープなどでしっかり固定
 - キ 充てん容器等と車両バンパー後面との間に約30cm以上の水平距離を保持又は所定の措置
- (4) 混載の禁止。
 - ア 消防法の危険物（一部例外あり）

[例外] 次の場合は、同時積載運搬が認められている。

 - (ア) 内容積120リットル未満の容器に充てんされた圧縮天然ガス、液化石油ガス又は不活性ガスと、危険物第4類の場合
 - (イ) 内容積120リットル未満の容器に充てんされたアセチレン又は酸素と、危険物第4類第3石油類（重油）、第4石油類（ギヤー油、シリンダー油、潤滑油など）の場合
 - イ 塩素と、アセチレン、アンモニア、水素
- (5) 可燃性ガスと酸素の容器は、バルブが相互に向き合わないようにする。
- (6) 毒性ガスの充てん容器等には、木枠又はパッキンを施す。
- (7) 可燃性ガス、酸素は、消火設備、防災資材、工具等を携行する。
 - ア 消火器
 - (ア) 圧縮ガス15m³又は液化ガス150kg以下の場合には、能力単位B-3以上の粉末消火器を1個以上
 - (イ) これらを超え、100m³又は1000kg以下の場合には、B-10以上を1個以上
 - (ウ) さらにこれらを超える場合には、B-10以上を2個以上
 - イ 防災資材、工具等
 - (ア) 赤旗
 - (イ) 赤色合図灯又は懐中電灯
 - (ウ) メガホン
 - (エ) 長さ15m以上のロープ2本
 - (オ) 漏洩検知剤
 - (カ) 革手袋
 - (キ) 車輪止め
 - (ク) 容器バルブ開閉用ハンドル、容器バルブグランドスパナ又はモンキースパナ

- (8) 毒性ガスの充てん容器等は、保護具、資材、薬剤、工具を携行する。
- (9) 駐車する場合
 - ア 保安物件を避け、交通量が少ない安全な場所を選ぶ。
 - イ やむを得ない場合を除き、車両を離れない。
- (10) 特定の高圧ガスの移動の場合
 - ア 移動監視者が監視し、免状又は講習修了証を携帯。
 - イ 危険な状態になった場合又は事故が発生した場合に備えた次に掲げる措置をあらかじめ講じる。
 - (ア) 荷送人への確実な連絡の措置
 - (イ) 共同して対応、近辺の応援（「地域防災協議会会員証」写しや「都道府県別名簿」の携行など）
 - (ウ) その他災害の発生又は拡大の防止に必要な措置
- ウ 繁華街、人混みを避ける。
- エ 長時間の運送は、運転者2名で交代して運転する。

【特定の高圧ガスの移動】

	ガスの種類	特定の量
圧縮ガス	可燃性ガス	300 m ³ 以上
	酸素	
	毒性ガス	100 m ³ 以上
液化ガス	可燃性ガス	3000 Kg以上
	酸素	
	毒性ガス	1000 Kg以上
	特殊高圧ガス	量にかかわらず

- (11) 可燃性ガス、毒性ガス、酸素は、積んでいるガスの名称、物性、特性、性状（液体、気体など）、事故発生時の応急措置、緊急連絡先などが書かれている書面（通称「イエローカード」）を携帯し、遵守する。

【備考】 内容積20リットル以下の容器で合計が40リットル以下である場合は、以上の移動の基準のうち、次が適用されない。

- (1) 警戒標（ただし、毒性ガスの場合は適用される。）
- (7) 消火器、防災資材及び工具
- (9) 駐車する場合（ただし、毒性ガスの場合は適用される。）
- (11) イエローカード（ただし、毒性ガスの場合又は容器に移動時の注意事項を示したラベルが貼られていない場合は適用される。）

3 消費の基準（法第24条の5）

一般高圧ガス保安規則第60条・液化石油ガス保安規則第58条

【アセチレン等、液化石油ガスの場合】

- (1) 充てん容器等のバルブは、静かに開閉する。
- (2) 充てん容器等は、転落、転倒等による衝撃又はバルブの損傷を受けないよう粗暴な取扱をしない。
- (3) 充てん容器等の加熱は、熱湿布、温度40度以下の温湯その他の液体又は空気調和設備（温度40度以下自動制御装置付き）などを使用する。
- (4) 充てん容器等は、湿気、水滴等による腐食を防止する。
- (5) バルブ等を適切に操作することができるよう、開閉方向、ガスの種類、流れの方向などを表示する。
- (6) バルブを操作する場合、過大な力を加えないよう、原則として直接手で操作する。
- (7) 可燃性ガスは、通風の良い場所で消費し、容器を温度40度（超低温容器等にあつては、最高の常用温度）以下に保つ。
- (8) 可燃性ガス、酸素の消費設備（液化石油ガスの場合は貯蔵設備等）から5m以内においては、喫煙及び火気の使用を禁じ、引火性又は発火性の物を置かない。
- (9) 可燃性ガス、酸素の消費施設は、適切な消火設備を設ける。
 - ア 貯蔵能力1t以上3t未満の場合、1tにつき能力単位B-10の粉末消火器1個相当以上のものを設置。
 - イ 貯蔵能力300kg以上1t未満の場合、能力単位B-10の粉末消火器1個相当のものを設置。
 - ウ 300kg未満の場合、適正な位置に適正なものを設置。
- (10) 溶接又は熱切断用のアセチレン、液化石油ガスの消費は、ガスの逆火、漏えい、爆発等による災害の防止措置を講じる。
 - ア アセチレンの逆火防止装置の設置。
 - イ アセチレンの点火は、酸素供給バルブを閉じた状態で。
 - ウ アセチレンの消火は、アセチレンを止める前に先に酸素を止める。
 - エ ホース接続部をホースバンドで締め付け、漏洩のないことを確認。
 - オ 火花の飛来するおそれのある場所には、容器を置かない。
- (11) 酸素の消費は、バルブ及び消費に使用する器具の石油類、油脂類その他可燃性の物を除去した後を使用する。
- (12) 消費した後は、バルブを閉じ（一般高圧ガスの場合）、容器の転倒及びバルブの損傷を防止する。
- (13) 消費設備の修理等及びその後の消費は、保安上支障のない状態で行う。
- (14) 消費設備の使用開始時、終了時に異常の有無を点検するほか、一日に一回以上作動状況について点検する。
- (15) 液化石油ガス消費施設には、漏洩した液化石油ガスが滞留するおそれのある場所に、漏洩検知警報設備を設ける。
- (16) 液化石油ガス消費設備には、当該設備に生じる静電気を除去する措置を講ずる。

特定高圧ガス消費者の手続等については、「高圧ガス保安法に基づく手続の手引（製造・貯蔵・消費関係）を御覧ください。

様式第 2 1

高圧ガス販売事業届書	一 般 液 石 冷 凍	×整理番号	
		×受理年月日	
名称（販売所の名称を含む。）			
事務所（本社）所在地			
販売所所在地			
販売をする高圧ガスの種類			

年 月 日

代表者 氏名

印

埼玉県知事

様

連絡担当者 氏名

所属

電話番号

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
 - 2 ×印の項は記載しないこと。
 - 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

販 売 計 画 書

1 販売事業開始の日 年 月 日

2 販売の目的

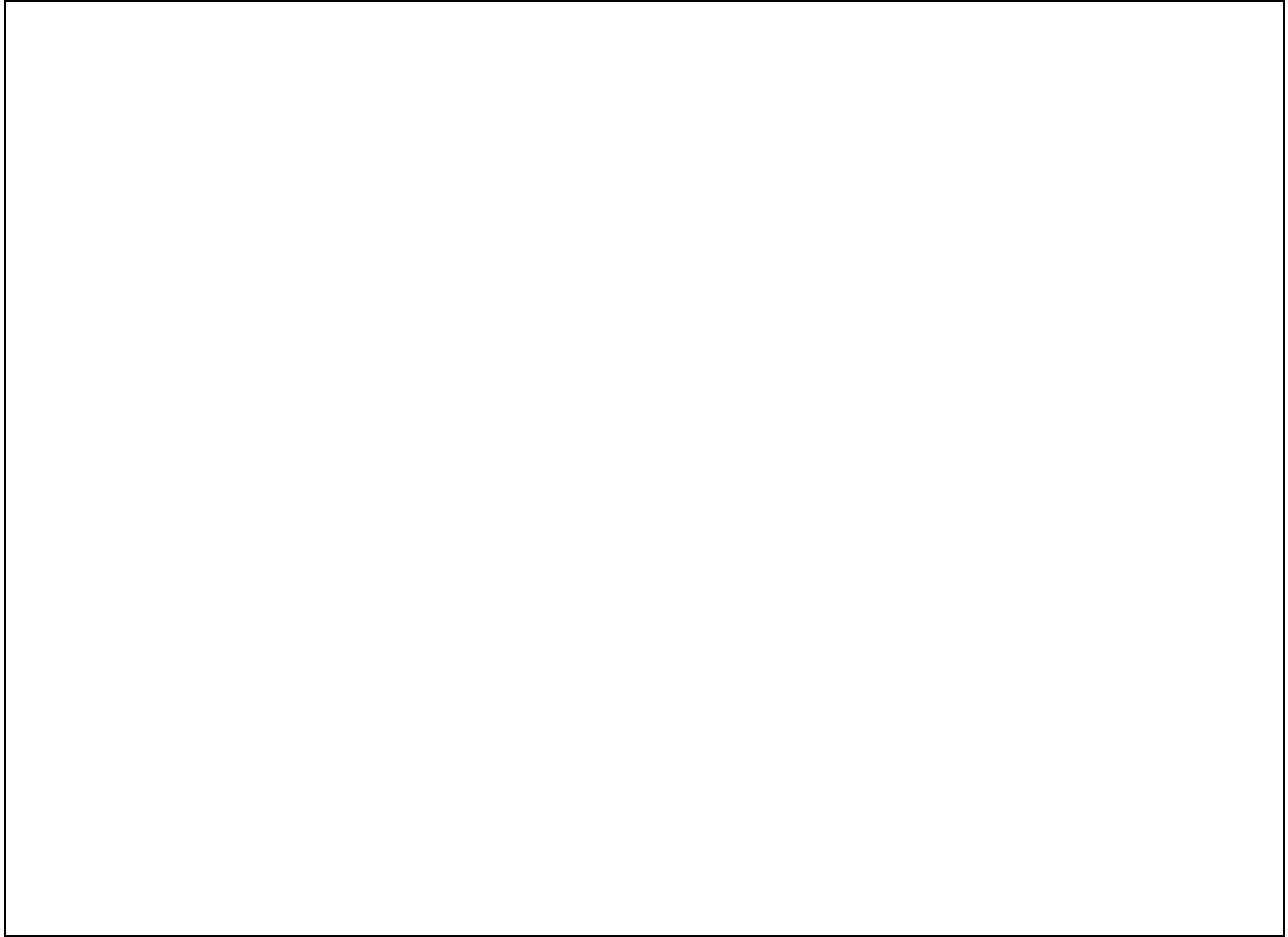
用途	1 溶接又は熱切断用のアセチレン、天然ガス、酸素、液化石油ガス 2 スクーバダイビング等呼吸用空気 3 ナイトロックスガス 4 在宅酸素療法用液化酸素 5 燃料用液化石油ガス(工業用・その他) 6 冷媒用フルオロカーボン(可燃性を除く) 7 その他()
販売区域	
引渡先事業所数	1 消費先 事業所 2 卸売先 販売所
その他参考事項	

3 販売するガスの種類

ガスの区分	ガスの名称	販売の方法	配送の方法
特殊高圧ガス		直送・貯蔵	自社・委託
毒性ガス		直送・貯蔵	自社・委託
可燃性ガス		直送・貯蔵	自社・委託
可燃性・毒性ガス		直送・貯蔵	自社・委託
酸素		直送・貯蔵	自社・委託
不活性ガス ※		直送・貯蔵	自社・委託
その他のガス		直送・貯蔵	自社・委託
【液化石油ガス保安規則】 液化石油ガス ※		直送・貯蔵	自社・委託
【冷凍保安規則】 ※ 冷凍設備内の高圧ガス		直送・貯蔵	

- 備考
- 1 「直送」とは、容器置場又は導管を所(占)有しないで販売することをいう。
 - 2 「貯蔵」とは、容器置場又は導管を所(占)有して販売することをいう。
 - 3 「不活性ガス」とは、ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン(可燃性を除く。)
 - 4 「ガスの区分」の欄中※の区分に該当する場合は、同一区分内のガスの名称を変更するとき、販売するガスの種類の変更の届出をする必要はない。
 - 5 「冷凍設備内の高圧ガス」とは、冷凍能力20(フルオロカーボン又はアンモニアの場合50)t/日以上、冷凍設備内における高圧ガスに限る。

4 高圧ガス供給系統図



5 販売方法の基準

高圧ガス保安法第20条の6第1項の経済産業省令で定める技術上の基準に関する下記の事項について遵守します。

[5-1 一般高圧ガス（圧縮天然ガス（CNG）を燃料とする一般消費者に販売する場合を除く。）]

一般高圧ガス保安規則第40条

第1号 高圧ガスの引渡先の保安状況（次の記載事項）を明記した台帳を備える。

- ① 引渡先の名称及び所在地
- ② 当該引渡先に対する販売上の保安責任者の氏名（販売主任者免状等所持者が望ましい。）
- ③ 消費者に直接販売する場合にあっては、消費場所、消費の方法、ガスの種類ごとの使用の状態等
- ④ 卸売りする場合にあっては、引渡先（販売業者）の届出年月日

第2号 充てん容器等の引渡しは、外面に容器の使用上支障のある腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、当該ガスが漏えいしていないものをもって行う。

第3号 CNGの容器の引渡しは、高圧ガス保安法第48条第1項第5号の経済産業省令で定める期間を6月以上経過していないものであり、かつ、その旨を明示したものをもってすること。

[5 - 2 液化石油ガス]

液化石油ガス保安規則第 4 1 条

第 1 号 液化石油ガスの引渡先の保安状況(次の記載事項)を明記した台帳を備える。

- ① 引渡先の名称及び所在地
- ② 当該引渡先に対する販売上の保安責任者の氏名(販売主任者免状等所持者が望ましい。)
- ③ 引き渡した容器の種類及び数量
- ④ 消費者に直接販売する場合にあっては、引き渡した容器から消費者における最初の閉止弁までの配置図又は配管の配置状況図及び漏れ試験の結果並びに引き渡した容器を配管に接続したか否か及び接続しない場合はその理由
- ⑤ 卸売する場合にあっては、引渡先(販売業者)の届出年月日

第 2 号 充てん容器等の引渡しは、外面に容器の使用上支障のある腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、液化石油ガスが漏えいしていないものをもって行う。

第 3 号 充てん容器等の引渡しは、高压ガス保安法第 4 8 条第 1 項第 5 号の期間(同条第 3 項の許可に係る充てん容器等にあっては同項の規定により条件として付された期間)を 6 月以上経過していないものであり、かつ、その旨を次のとおり明示したものをもって行う。

- ① 「充てん期限○—□」(○は年、□は月を示す。)とする。年については、西暦年 4 桁とし、月については次回の再検査を受けなくて高压ガスを充てんできる最終日を含む月とする。高压ガス保安法第 4 8 条第 5 項の特充許可を受けている容器であって、再検査期限よりも特充期限が短い容器については、特充期限を充てん期限として明示する。
- ② 文字(数字も含む。)は、赤色(方法はスタンプ吹き付けでも可。)、大きさ縦横 3 cm 以上を標準とし、2 列以上にわたって記載してもよい。
- ③ 明示する位置は、容器の胴部の見やすい箇所とする。

第 4 号 液化石油ガスを燃料(工業用燃料を除く。以下この条において同じ。)の用に供する消費者に液化石油ガスを販売するときは、当該販売に係る液化石油ガスの消費設備について、次に掲げる基準に適合していることを確認した後に行う。

イ) 充てん容器等(内容積が 20 リットル以上のものに限る。以下この号において同じ。)には、当該容器を置く位置から 2 メートル以内にある火気をさえぎる措置を講じ、かつ、屋外に置く。ただし、屋外におくことが著しく困難な場合(告示で定める場合に限る。)において、充てん容器等及びこれらの附属品から漏れた液化石油ガスが屋内に滞留しないような措置を講じ、かつ、漏えいした液化石油ガスが火気に触れないような措置を講じたときは、屋内に置くことができる。

ロ) 充てん容器等(当該容器に取り付けたスカートを含む。)には、湿気、水滴等による腐食を防止する措置を次のとおり講ずる。

- ① 容器は、全面にわたって十分に塗装されたものを使用する。
- ② 容器は、排水のよい場所又は水平な台の上に置き、底部を乾きやすくする。
- ③ 容器を箱内におさめるときは、下部に通気口を設けて通気良好な構造とする。

ハ) 充てん容器等は、常に温度 40 度(超低温容器等にあっては、最高の常用温度)以下に保つ。

ニ) 充てん容器等(内容積が 5 リットル以下のものを除く。)には、転落、転倒等による衝撃を防止する措置を次のとおり講ずる。

- ① 上から物が落ちる場所に置かない。
 - ② 容器は、車両の接触又は振動等によって転倒するおそれのない場所に置く。そのおそれのある場合は、ガードレール等によって防護する。
 - ③ 容器を置く台は、コンクリート敷石のようなものを水平に、かつ、地盤面上に安定して設置し、又はこれと同等以上に水平で安定性のあるものとする。
 - ④ 充てん量20kg以上の容器については、鉄鎖、ロープ等により容器を家屋その他の構築物に固定する等により、地震に際して、転倒しないようにする。
- ホ) 充てん容器等と閉止弁との間には、高压側の耐圧性能及び気密性能が2.6メガパスカル以上の圧力で行う耐圧試験及び1.6メガパスカル以上の圧力で行う気密試験に合格する調整器を設ける。
- へ) 配管には、充てん容器等と調整器との間の部分にあつては2.6メガパスカル以上の圧力、調整器と閉止弁との間の部分にあつては0.8メガパスカル（調整器に接続する長さ0.3メートル（屋外に設置した風呂がまに用いるものにあつては、2メートル）未満のものにあつては0.2メガパスカル）以上の圧力で行う耐圧試験又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験（試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。）に合格する管を使用する。
- ト) 硬質管以外の管と硬質管又は調整器とを接続するときは、その部分をホースバンドで締め付けること又は継手を用いることにより確実にを行う。

第5号 液化石油ガスを燃料の用に供する消費者に当該ガスを販売する場合にあつては、配管の気密試験のための器具又は設備を備える。

空気ポンプ（加圧用二連球）	台	漏洩検知液	台
水柱用マンメーター	台	携帯用ガス検知器	台
自記圧力計	台	ボーリングバー	台

〔5-3 冷凍設備内の高压ガス〕

冷凍保安規則第27条

第1号 冷媒設備の引渡しは、外面にその強さを弱める腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、冷媒ガスが漏えいしていないものをもって行う。

第2号 冷凍設備には転落、転倒等による衝撃を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしない。

第3号 高压ガスの引渡し先の保安状況（次の記載事項）を明記した台帳を備える。

- ① 引渡し先の名称及び所在地
- ② 当該引渡し先に対する販売上の保安責任者の氏名
- ③ 使用者に直接販売する場合にあつては、引渡し先の高压ガス保安法令の規制に関する教示の有無
- ④ それ以外の場合にあつては、引渡し先の高压ガス保安法第20条の4の届出の有無の確認

6 台帳及び帳簿

高压ガス保安法第20条の6第1項及び第60条第1項の規定に基づき、下記のとおり備え、記載及び保存します。

○印	帳簿名	保存期間	様式	根拠
	引渡先保安台帳	引渡継続期間	別紙_____のとおり	法第20条の6第1項
	容器授受簿	2年	別紙_____のとおり	法第60条第1項
	周知済記録台帳	2年	別紙_____のとおり	一般則第95条・液石則第93条

7 周知文書

高压ガス保安法第20条の5第1項、一般高压ガス保安規則第38条及び第39条又は液化石油ガス保安規則第39条及び第40条の規定に基づき、高压ガスを購入して消費する者に対し、別紙_____の例の文書を交付して周知させます。

8 保安教育

高压ガス保安法第27条第4項の規定に基づき、従事者に保安教育を施します。

9 販売主任者の選任（一般高压ガス保安規則・液化石油ガス保安規則）

販売主任者を選任又は解任した場合、高压ガス保安法第28条第3項で準用する同法第27条の2第5項の規定に基づき、「高压ガス販売主任者届書」を別途届出ます。

第一種販売主任者		第二種販売主任者	
氏名		氏名	
免状の種類	第一種販売 甲種化学・甲種機械 乙種化学・乙種機械	免状の種類	第二種販売 甲種化学・甲種機械 乙種化学・乙種機械 丙種化学(特丙を除く)
免状番号	第 号	免状番号	第 号
経験ガスの区分	特殊高压ガス/可燃性・毒性ガス 可燃性ガス/毒性ガス/酸素	経験ガスの区分	液化石油ガス

備考 「第一種販売主任者」の「経験ガスの区分」欄は、一般高压ガス保安規則第72条第2項の表下欄に掲げるガスについて、6月以上の経験があるガスの区分を丸で囲む。

10 販売に係る貯蔵（一般高压ガス保安規則・液化石油ガス保安規則）

「3 販売するガスの種類」の「販売の方法」において、ガスを貯蔵して販売する場合は、高压ガス保安法第15条第1項の規定を遵守します。

容器置場面積	m ²		
容器置場所在地	販売所内		
	その他	住所	
		電話番号	
	所有者	自社・借用()	
貯蔵量(容積)	第一種ガス	m ³	第二種ガス m ³
貯蔵所の種類	第一種貯蔵所(許可)・第二種貯蔵所(届出)・その他の貯蔵		

備考 1 「貯蔵量(容積)」の欄において、液化ガスは10 kgを1 m³に換算する。

2 「第一種ガス」は、ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン(可燃性を除く)及び空気。「第二種ガス」は、第一種ガス以外。

3 容器置場を所有する場合は、寸法の入った容器置場見取り図。

11 高压ガスの移動（一般高压ガス保安規則・液化石油ガス保安規則）

「3 販売するガスの種類」の「配送の方法」で、自社で配送する場合は、高压ガス保安法第23条第1項及び第2項の基準に従い実施します。また、委託で配送する場合は、委託先が基準に従い実施することを確認します。

様式第 2 1 の 2

高圧ガス販売事業承継届書	一 般 液 石 冷 凍	× 整 理 番 号	
		× 受 理 年 月 日	
承継された販売業者の名称 (事業所の名称を含む。)			
承継された事業所所在地			
承 継 後 の 名 称 (事業所の名称を含む。)			
事 務 所 (本 社) 所 在 地			

年 月 日

代表者 氏 名

印

埼玉県知事

様

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第 2 2

販売に係る高圧ガスの種類 変 更 届 書	一 般	× 整 理 番 号	
	冷 凍	× 受 理 年 月 日	
名 称 (販 売 所 の 名 称 を 含 む 。)			
事 務 所 (本 社) 所 在 地			
販 売 所 所 在 地			
高 圧 ガ ス の 種 類 の 変 更 内 容			

年 月 日

代 表 者 氏 名

印

埼 玉 県 知 事

様

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
 - 2 × 印の項は記載しないこと。
 - 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第35

高圧ガス販売主任者届書	一般	(選任)	×整理番号	
	液石	(解任)	×受理年月日	
名称(販売所の名称を含む。)				
事務所(本社)所在地				
販売所所在地				
選任	製造保安責任者免状又は販売主任者免状の種類			
	販売主任者の氏名			
解任	製造保安責任者免状又は販売主任者免状の種類			
	販売主任者の氏名			
選任 年 月 日				
解任				
解任の理由				

年 月 日

代表者 氏名

印

埼玉県知事

様

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 ×印の項は記載しないこと。
 - 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第26

高圧ガス販売事業廃止届書	一 般 液 石 冷 凍	× 整 理 番 号	
		× 受 理 年 月 日	
名 称 (販 売 所 の 名 称 を 含 む 。)			
事 務 所 (本 社) 所 在 地			
販 売 所 所 在 地			
販 売 事 業 廃 止 年 月 日			
販 売 事 業 廃 止 の 理 由			

年 月 日

代表者 氏 名

印

埼玉県知事

様

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第7. 1

名称等変更届書	× 整理番号	
	× 受理年月日	
氏名又は名称 (事業所の名称又は販売所の名称を含む。)		
住所又は事務所(本社)所在地		
事業所所在地		
事業所の区分 第一種製造者・第二種製造者・充てん事業者 第一種貯蔵所・第二種貯蔵所 特定高圧ガス消費者・販売所・容器検査所		
許可(受理)年月日		
許可(受理)番号		
変更の種類		氏名又は名称 住所又は事務所(本社)所在地
変更の内容	新	
	旧	
変更年月日		
変更の理由		

年 月 日

代表者 氏 名 印

埼玉県知事 様

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 ×印の項は記載しないこと。
 - 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第7. 2

事 故 届 書	一 般 液 石 冷 凍	× 整 理 番 号	
		× 受 理 年 月 日	
氏 名 又 は 名 称 (事 業 所 の 名 称 又 は 販 売 所 の 名 称 を 含 む 。)			
住 所 又 は 事 務 所 (本 社) 所 在 地			
事 業 所 所 在 地			
事 故 発 生 年 月 日			
事 故 発 生 場 所			
事 故 の 状 況		別紙のとおり	

年 月 日

代表者 氏 名 印

埼玉県知事 様

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 ×印の項は記載しないこと。
 - 3 事故の状況については、別紙にできるだけ詳細に記載すること。
 - 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

